

関係機関 各位

保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した保証制度等について

岐阜県信用保証協会

当協会の保証制度₁において、一定の要件を満たした場合、保証料の上乗せにより経営者保証を提供しない制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）の取扱いが開始されました。

中小企業者が金融機関から事業資金を借入れるとき、当協会が公的な立場から保証人₂となり、借入れが容易となるようサポートいたします。

1. 次の下記の(1)から(5)までのいずれにも該当した場合、**経営者保証を提供しない保証付融資を選択することができます。**

要件	チェック
(1)過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。	□
(2)代表者（代表者に準ずる者を含む）への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。	
(3)次の両方又はいずれかを満たすこと。	
①直前の決算において債務超過でないこと。	□
②直前の決算において二期連続で減価償却前経常利益が赤字でないこと。	□
(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約できること。	□
①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者（代表者に準ずる者を含む）への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。	
(5)保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。	□

※保証申込の際に「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の提出が必要となります。

2. 信用保証協会所定の保証料率に対し、**財務要件等に応じて0.25%又は0.45%の保証料率が上乗せされます。**

	直前決算において債務超過でない	直前決算において債務超過である
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	所定料率+0.25%	所定料率+0.45%
申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	所定料率+0.45%	(対象外)
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%	

※令和6年3月15日～令和9年3月31日の3年間、保証料を国が補助する保証制度（「国補助制度」₃）が創設されます。制度開始1年目0.15%、2年目0.10%、3年目0.05%が国から補助されます。

3. その他

(1)担保の必要性、金利は保証制度により異なりますので、当協会もしくはお借入れを予定している金融機関にご確認ください。

本制度についてご不明な点等がございましたら、当協会までお問合せください。
なお、お問い合わせ先は、右記 QR コードを読み取ってご確認ください。



- 当協会が日本政策金融公庫に保険を付保する「無担保保険」、「公害防止保険」、「エネルギー対策保険」、「海外投資関係保険」、「新事業開拓保険」、「事業再生保険」が対象となります。
- 当協会の保証審査がございますので信用保証を必ずお約束するものではございませんのでご注意ください。
- 国補助制度の保証限度額は8,000万円です。